

岐阜県公報

第二千三百六十七号
平成二十四年七月三十一日

(火曜日)

目次

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 五二三^ハ

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 五二四

政治団体の異動事項の公表

(同) 五二四

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 五二五

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 五二六

公 示

「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 五二六

平成二十四年度採石業務管理者試験の実施

(商工政策課) 五二七

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五二八

土地改良事業計画の変更認可

(農地整備課) 五三〇

市街地再開発組合の解散認可

(街路公園課) 五三〇

告 示

岐阜県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	槍ヶ岳線	高山市奥飛騨温泉郷神坂字中平七〇番の八四地先から	五七 二〇九	六五 二〇九	四九〇	起点の変更
		同市同字七〇番の三地先まで			三九一	

岐阜県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別後		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
県道	可土岐線 児線	可児市下恵土字豊田五三〇六番一地区から同市同字宮前五五三番一地区まで	六・一五〇	一・〇〇〇	三三・〇〇	三三〇・〇	

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
坂井公英を育てる会	山口政洋	伊藤昭児	山県市岩佐1510
千藤やすお後援会	遺藤龍美	渡辺義郎	恵那市東野414 8
ふじがき直也後援会	藤垣直也	藤垣ひとみ	各務原市つつじが丘4 32

平成二十四年七月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

政治団体の名称	異動事項	新	旧
	代表者	河田 貞男	田代 義明

自由民主党大野町支部	会計責任者 主たる事務所の所在地	国枝利樹	河田貞男
自由民主党上之保村支部	会計責任者	藤村伸隆	波多野昭男
自由民主党岐阜県ときわ会支部	会計責任者	小林一貴	伊藤勝明
自由民主党古川町支部	会計責任者	中嶋国則	後藤和正
自由民主党美並支部	代表者 主たる事務所の所在地	古川文雄	川嶋 稔
自由民主党大和町支部	代表者 主たる事務所の所在地	村瀬 弥治郎	森 藤 雅 毅
石神真を励ます会	会計責任者	石 神 真	早 川 和 男
岐阜県医師連盟加茂支部	代表者	木 澤 英 貴	山 田 實 敏
岐阜県産科技工士連盟	代表者	夏 目 克 彦	村 瀬 和 博
	会計責任者 主たる事務所の所在地	山 本 政 敏	鷲 見 秀 文

後藤として後援会	後藤 弥恵子	武 藤 慶 司
泰志会	小 川 修	はしま愛郷会
古川町金子後援会	横 井 英 司	小 川 修
わかあゆ会	中 嶋 国 則	後 藤 和 正
	飛騨市宮川町祐宜ヶ原392	飛騨市宮川町西忍22
	主たる事務所の所在地	飛騨市宮川町西忍22

岐阜県産科技工士連盟岐阜支部（岐阜市三福寺町146）

岐阜県医師連盟加茂支部（岐阜市大和町徳永18）

岐阜県産科技工士連盟（岐阜市旦島中町1）

岐阜県産科技工士連盟 岐阜支部 大 松 保 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
大山こうじ東陵地区後援会	糸魚川 進	三 田 正 明	中津川市中津川1279 1	平成24年5月20日			
永田五一後援会	栗原昭夫	永田大治	岐阜市土岐津町土岐口1372	平成24年3月31日			
西松しげよし後援会	西松芳弘	西松 憲之	安八郡安八町南條286	平成24年7月2日			
日本共産党牛丸ひろゆき後援会	田中節雄	上谷 清	高山市三福寺町146	平成24年6月18日			

林眞男後援会	大 堀 豊 名 務 茂	加茂郡八百津町久田見5647	平成24年 6月9日		
宮田軍作を育てる会	宮 田 軍 作 清 水 章 弘	山県市平井74	平成24年 5月31日		

岐阜県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
藤垣 直也	各務原市議会議員	ふじがき直也後援会	各務原市つつじが丘4-32	藤垣 直也

公 示

「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務及び「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 義 孝

- 1 調運物品等の名称及び数量 「岐阜情報スーパーハイウェイ」ネットワーク運用保守委託業務 一式
「岐阜情報スーパーハイウェイ」伝送路運用保守委託業務 一式
- 2 意見の提出方法等
 - (1) 提出期限 平成24年8月31日（金）午後1時（郵送の場合は必着のこと。）
 - (2) 提出先 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県総合企画部情報企画課地域情報係
電話 058 272 1111 内線2255
 - (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式（仕様書案に対する意見書）に意見等を記入し、2の②まで持参又は郵送により提出すること。
- 3 仕様書案の交付期間及び交付場所
 - (1) 交付期間 平成24年7月31日（火）から平成24年8月28日（火）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 2の②に同じ。
- 4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の②に同じ。
- 5 Summary
 - (1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Information regarding:
- the Gifu Information Super Highway Network operation and maintenance service
- the Gifu Information Super Highway fiber-optic cable operation and maintenance service
 - (2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 31 July 2012 through 28 August 2012 (excluding weekends and national holidays)
 - (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the

materials for comment:

1:00 p.m., 31 August 2012

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 1:00 p.m., 31 August 2012.)

(4) For further information, please contact:

Regional Informatization Section, Information Policy Planning Division,
Department of Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2255

平成二十四年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十四年十月十二日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

岐阜市数田南二丁目一 番二 号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書用の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課又は各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で交付します。

郵送を希望する場合は、八十円分の切手（二部又は三部を希望する場合は九十円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、「試験の願書請求」と朱書して、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形（縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に交付します。）

3 申込受付期間

平成二十四年九月三日（月）から同月十八日（火）までとし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十四年九月十八日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

平成二十四年十月下旬（予定）。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十四年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二一九）及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係（電話〇五八 二七二 一一一 内線三〇八八）に問い合わせてください。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年七月十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスパリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスパリュ岐阜店

四 変更した事項
羽島郡岐南町下印食二丁目二 外
大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) マックスパリュ岐南店

(変更後) マックスパリュ岐南店

建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 中西 進

(変更後) 代表取締役 正木 雄三

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスパリュ中部株式会社 代表取締役 中西進

(変更後) マックスパリュ中部株式会社 代表取締役 正木雄三 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年七月二十日

二 届出者の氏名又は名称

マックスパリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

四 変更した事項

マックスバリュ垂井ショッピングセンター
不破郡垂井町二二八九番五 外

建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 中西 進

(変更後) 代表取締役 正木 雄三

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 中西進 外二者

(変更後) マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 正木雄三 外二者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年七月十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ岐阜南店

羽島郡岐南町下印食二丁目二二 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時四五分～翌午前〇時一五分

(変更後) 午前六時四五分～翌午前〇時一五分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年七月二十日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中部株式会社

三 建物の名称及び所在地

マックスバリュ垂井ショッピングセンター

不破郡垂井町二二八九番五 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時

(変更後) 午前七時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～翌午前〇時三〇分

(変更後) 午前六時三〇分～翌午前〇時三〇分

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
色目川沿岸土地改良区	色目川沿岸地区	平成二四・七・二〇

市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定により、平成二十四年七月三十一日柳ヶ瀬通北地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十四年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十四年七月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社